

工事管理等に関する改善と 今後の新たな取組みについて

令和7年7月

あなたに、ベスト・ウェイ。



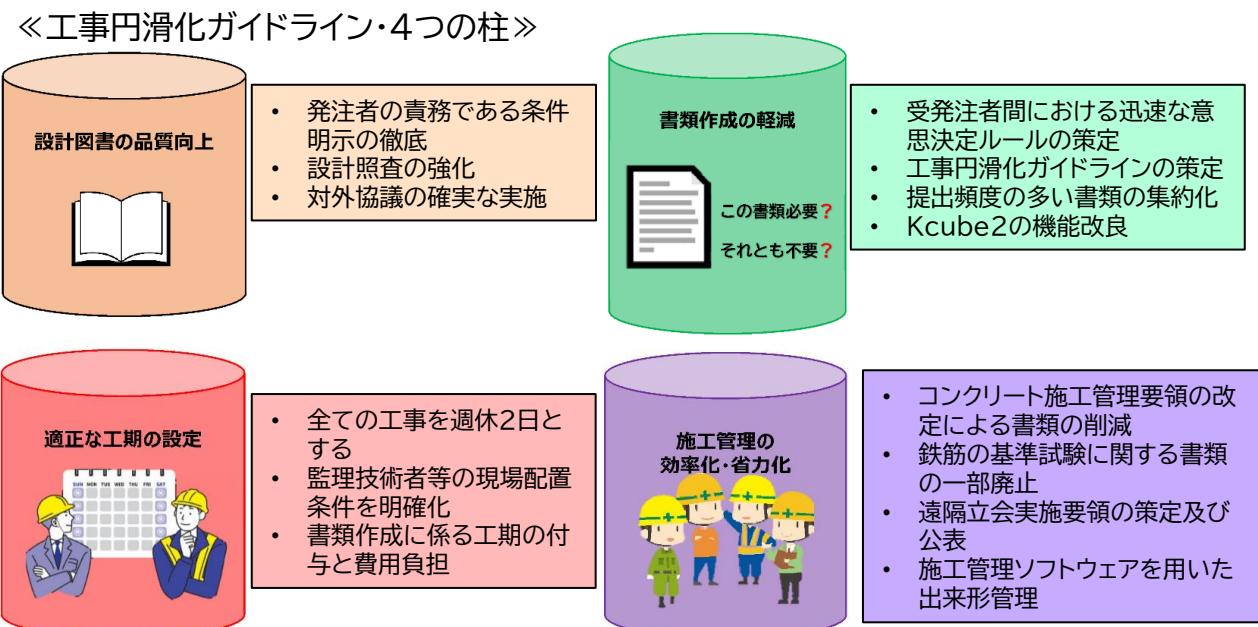
1. 働き方改革・工事円滑化の取り組み
2. 積算基準の改善に関する取り組み

1. 働き方改革・工事円滑化の取り組み

働き方改革・工事円滑化の取り組み

工事円滑化ガイドライン

- NEXCO東日本はNEXCO中日本、NEXCO西日本とともに、2024年4月から建設業における時間外労働の上限規制が適用されることから、発注者として建設業の働き方改革を実現し、高速道路における工事現場の環境改善を促進するため、一般社団法人日本建設業連合会と推進会議を設置し、意見交換や現地ヒアリングを行うなど、現場の要望を踏まえた取り組み施策を取りまとめました。
- 上記を踏まえ、NEXCO東日本が要領・基準等を制定し、実施内容について、ポイント(要点)を取りまとめたものが「工事円滑化ガイドライン」です。
- 引き続き、業務効率化に取り組んでまいります。



働き方改革・工事円滑化の取り組み

- 「[工事円滑化ガイドライン](#)」に示す工事円滑化に向けた取り組み(4つの柱)と実施項目

番号	項目	工事円滑化に向けた取組み(4つの柱)			
		図書品質	適正工期	書類削減	施工管理
1	目的	○	○	○	○
2	設計図書の品質向上	○			
3	適正な工期の設定 ※令和7年7月改定		○		
4	Wiークリースタンス		○		
5	ワンデーレスポンス		○		
6	Web会議の積極的活用		○	○	
7	設計施工協同連絡会議(三者協議会)	○			
8	設計図書の照査	○	○	○	
9	補助業務	○	○	○	
10	工事の変更等		○	○	
11	工事工程の共有		○		
12	工事履行報告書			○	
13	週間工程表			○	
14	施工計画書 ※令和7年7月改定			○	
15	施工体制台帳 ※令和7年7月改定(詳細は後述)			○	

働き方改革・工事円滑化の取り組み

令和7年7月改定

工事円滑化ガイドライン

- 「[工事円滑化ガイドライン](#)」に示す工事円滑化に向けた取り組み(4つの柱)と実施項目

番号	項目	工事円滑化に向けた取組み(4つの柱)			
		図書品質	適正工期	書類削減	施工管理
16	安全教育・訓練の報告書			○	
17	対外協議	○	○		
18	コリンズ(CORINS)への登録 ※令和7年7月改定			○	
19	工事関係書類の電子化			○	
20	工事関係書類一覧表			○	
21	遠隔立会の実施				○
22	検査及び立会い			○	○
23	施工管理ソフトウェアを用いた出来形管理 ※令和7年7月新規(詳細は後述)			○	○
24	工事用材料			○	○
25	施工管理要領の改定による書類等の削減 ※令和7年7月新規(詳細は後述)			○	○
26	産業廃棄物管理票(マニフェスト) ※令和7年7月改定			○	
27	数量の検測 ※令和7年7月新規(詳細は後述)			○	
28	創意工夫等の提出			○	
29	現場環境改善			○	
30	現場管理の留意点		○	○	○

働き方改革・工事円滑化の取り組み

15. 施工体制台帳

建設キャリアアップシステム（CCUS）を活用した書類の提出

- 施工体制台帳及び施工体系図等の提出については、**CCUSから出力した帳票**でも可とする。
- CCUSを導入していない場合は、従来通りの書類提出とすること。

23. 施工管理ソフトウェアを用いた出来形管理

出来形管理に関する施工管理ソフトウェアによる業務効率化

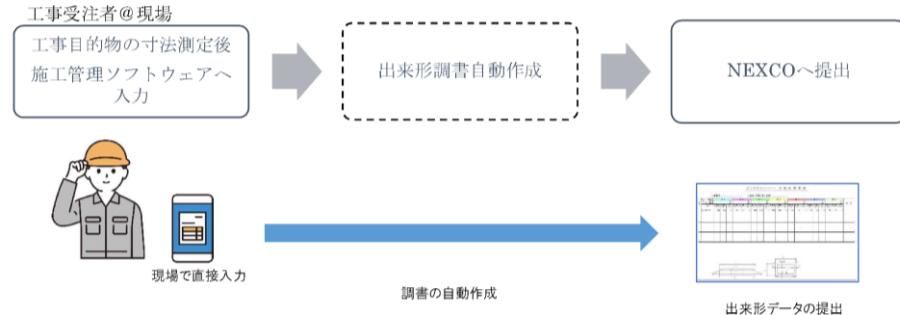
- 施工管理ソフトウェアから出力されたデータでの提出を可とする

○出来形管理の業務フローの変化

【改善前の一般的な業務フロー】



【改善後の一般的な業務フロー】



働き方改革・工事円滑化の取り組み

25. 施工管理要領の改定による書類等の削減

高機能舗装Ⅰ型用混合物（17%）で実施している現場透水試験の廃止

- 高機能舗装Ⅰ型用混合物（17%）の日常管理試験である現場透水試験について、**日常管理試験項目から削除**する。

建設工事の試験舗装で実施するDFTすべり抵抗試験の測定頻度の低減

- 試験舗装におけるすべり抵抗試験は、1回/日を7日間程度実施し最低値を確認することが義務付けられていたが、**測定期間の短縮を可能**とする。

レーンマークの施工環境報告の省略

- 施工環境報告の提出書類について、**提示**とする。

27. 数量の検測

数量の検測に係る数量根拠の書類の簡素化

- 交通保安要員実施報告書は、交通規制工の実施日毎の各単価項目について「配置人数」を集計した表を記載すれば良く、「**作業時間**」の記載は**不要**である。
- 交通保安要員実施報告書に、交通保安要員に係る**作業日報の添付は不要**である。

働き方改革・工事円滑化の取り組み

工事円滑化ガイドライン

NEXCO

- NEXCO東日本においては、受注者及び発注者（施工管理員含む）の一人ひとりが、「工事円滑化ガイドライン」の取組み内容をはじめとする関係基準を十分理解することで、工事の円滑化を図り、更に設計及び工事の品質向上に努め、現在及び将来にわたる担い手のためにワークライフバランスの確保を実現することが重要と考えています。
- 「工事円滑化ガイドライン」は、その入り口として活用いただくことを目的としていますので、全ての工事関係者で活用いただければ幸いです。

「工事円滑化ガイドライン」の関係資料の参照・ダウンロード先一覧

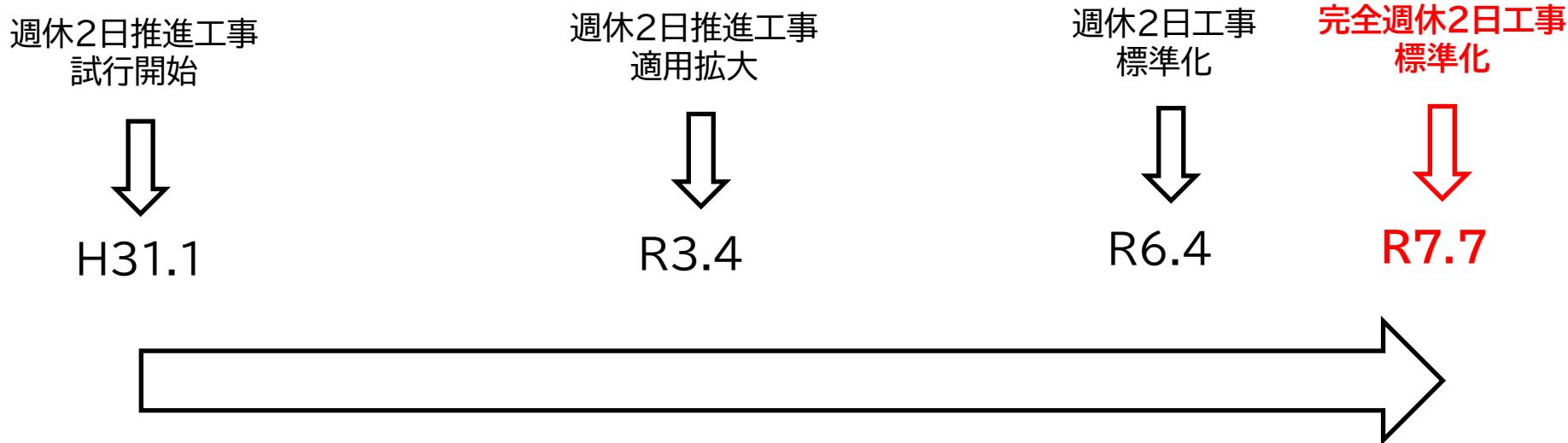
- [土木工事共通仕様書](#)
- [施設工事共通仕様書](#)
- [調査等共通仕様書](#)
- [土木工事請負契約における設計変更ガイドライン](#)
- [施設工事請負契約における設計変更ガイドライン](#)
- [調査等請負契約における設計変更ガイドライン](#)
- [工期設定ガイドライン※](#)
 - ◆[共通編](#)
 - ◆[舗装編](#)
 - ◆[橋梁編](#)
 - ◆[土工編](#)
 - ◆[トンネル編](#)
- [土木工事関係書類提出マニュアル](#)
- [施設工事関係書類提出マニュアル](#)
- [工事現場における施工体制点検要領について](#)
- [工事記録写真等撮影要領](#)
- [遠隔立会実施要領](#)
- [設計照査の手引き](#)
- [CADIによる図面作成要領 土木編](#)
- [CADIによる図面作成要領 施設編](#)
- [工事情報共有・保存システム \(Kcube2\)](#)
- [技術基準類販売 \(株式会社高速道路総合技術研究所\)](#)

(設計要領、調査要領、施工管理要領、数量算出要領、NEXCO試験方法等)

※ 「請負工事における適正な工期設定ガイドライン」および「工程作成の手引き」(各編)を統合

働き方改革・工事円滑化の取り組み

- NEXCO東日本においては、令和3年4月より原則として全ての工事において週休2日推進工事の対象として工事発注してまいりました。
- その後、既契約工事の週休2日推進工事への移行なども踏まえ、週休2日工事の標準化に取り組んでまいりました。
- 建設業における労働環境の更なる向上を目的に、令和7年7月以降に調達手続きを行う工事においては、**完全週休2日を標準※**として工事発注に取り組んでまいります。
- 完全週休2日工事の詳細は、各工事の設計図書にてご確認ください。



※完全週休2日とは、対象期間の全ての週において、1週間に2日(2日/7日)以上となる現場閉所を行ったと認められる状態を示します。
(土日に限定した現場閉所ではありません。)

※以下に該当する工事は適用対象外とする場合があります。

- ・災害等における緊急復旧工事
- ・現場施工が1週間未満の工事
- ・その他契約責任者が認めた工事(社会的要請や施工時期の制約等により1週間に2日以上の現場閉所が困難な工事)

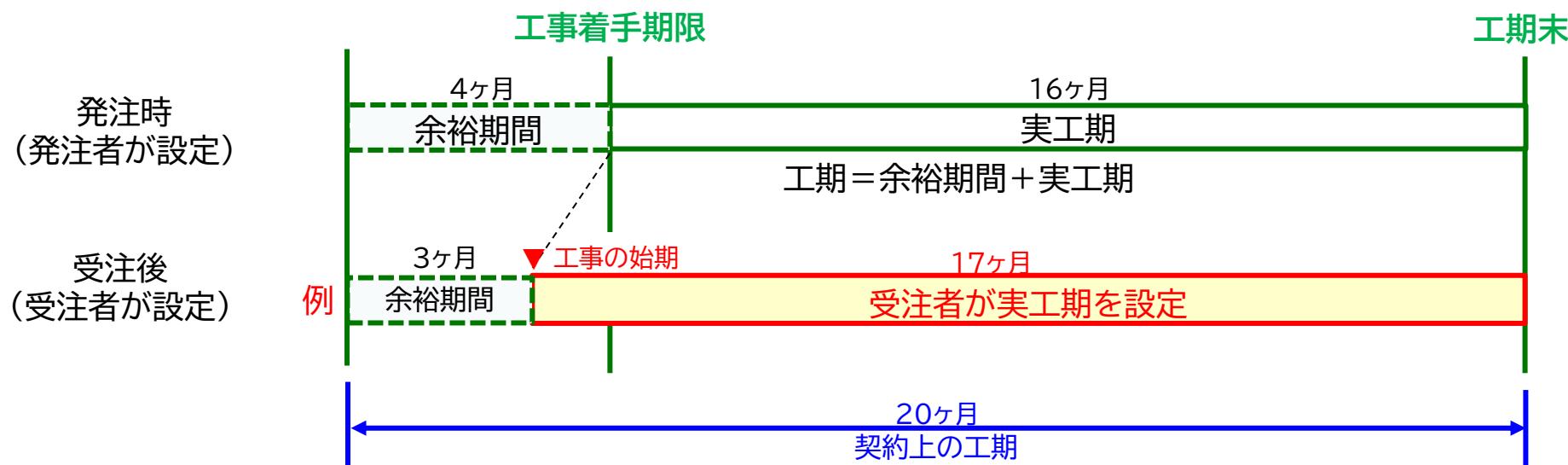
働き方改革・工事円滑化の取り組み

【工事における余裕期間制度】

- NEXCO東日本においては、契約ごとに、工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲内で余裕期間を設定して発注し、工事の始期(工事着工日)を受注者が選択できる制度を導入しています。

【余裕期間】

- 契約期間内であるが、実工期外であるため、受注者は監理技術者等の配置が不要であり、工事に着手してはならない期間。工事着手以外の工事のための準備は、受注者の裁量で行うことが可能。60日に満たない場合は60日を基本とする。
- 受注者は、受注者が設定した工事の始期までに、「工事打合簿」にて監督員に着工日を通知した上で、工事に着手しなければならない。



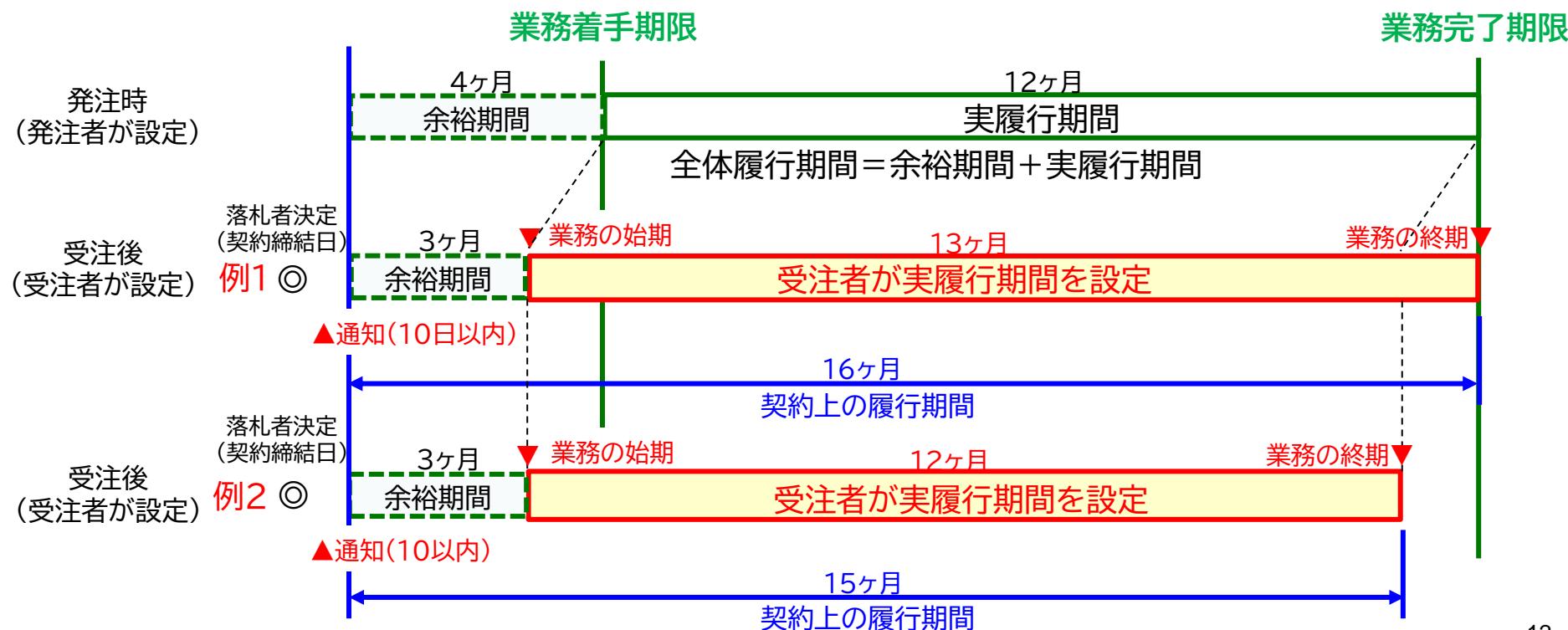
働き方改革・工事円滑化の取り組み

【調査等における余裕期間制度】

- NEXCO東日本においては、契約ごとに、全体履行期間の30%を超える、かつ、4ヶ月を超えない範囲内で余裕期間を設定して発注し、業務の始期(業務着手日)及び終期(業務完了日)を受注者が選択できる制度を導入しています。
- なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。

【余裕期間】

- 契約期間内であるが、実履行期間外であるため、受注者は管理技術者等の配置が不要であり、業務に着手してはならない期間。業務着手以外の業務のための準備は、受注者の裁量で行うことが可能。60日に満たない場合は60日を基本とする。
- 受注者は、落札者決定から10日以内に、履行期間通知書により、業務の始期及び終期を発注者に通知しなければならない。



働き方改革・工事円滑化の取り組み

令和6年度以前からの継続事項

適切な工期設定

- NEXCO東日本においては、入札手続きに係る参考資料として工事工程表(概略工程)を公表しています。
 - また、契約後の受発注者間による工事工程共有や責任分担を「土木工事共通仕様書」及び「土木工事請負工事契約における設計変更ガイドライン」に明記しています。

働き方改革・工事円滑化の取り組み

令和6年度以前からの継続事項
適正な賃金水準の確保

- NEXCO東日本においては、設計金額の算出は「土木工事積算基準」に基づき「公共工事設計労務単価」等を使用しています。
- なお、当該工事の地域外から労働者を確保せざるを得ない状況、あるいは資材を調達せざるを得ない状況が生じた場合、労働者の送迎や宿泊に要する費用等、当初契約額から増加した費用については、受注者から協議があった場合、設計変更の対象とし、適正な費用を計上することを設計図書に明記しています。

働き方改革・工事円滑化の取り組み

令和6年度以前からの継続事項

発注・積算業務の効率化

- NEXCO東日本においては、主たる目的物以外で、全体工事費に占める割合が小さい単価項目について、直接工事費に対する率計上にて契約制限価格を算出する試行を実施しております。

『土工工事』

発注前の率算出

番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要
1	道路掘削	25,000	m3	2,000	50,000,000	
2	盛土工	5,000	m3	4,000	20,000,000	
3	コンクリート	500	m3	40,000	20,000,000	
4	型枠	1,000	m2	6,000	6,000,000	
5	鉄筋	20	t	200,000	4,000,000	
6	○○○工A	100	基	100,000	10,000,000	見積対象
7	工事用道路	1	式	3,500,000	3,500,000	
8	用・排水溝撤去工	400	m	10,000	4,000,000	
9	排水ます撤去工	20	箇所	5,000	100,000	
10	立入防止柵撤去工	100	m	20,000	2,000,000	



率計上工事での単価項目設定

番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要
1	道路掘削	25,000	m3	2,000	50,000,000	
2	盛土工	5,000	m3	4,000	20,000,000	
3	コンクリート	500	m3	40,000	20,000,000	
4	型枠	1,000	m2	6,000	6,000,000	
5	鉄筋	20	t	200,000	4,000,000	
6	○○○工A	100	基	100,000	10,000,000	見積対象
7	率計上工事に関する事項	1	式	10,000,000	10,000,000	

※見積活用方式による単価項目を含む工事で率計上の率を決定する場合には、見積活用方式の単価項目を除いた主たる目的物の単価項目合計により算出する。

直接工事費	分類	合計	構成比	計上率
	主たる目的物	110,000,000	92%	計上率の対象 単価項目合計※ 100,000,000
直接工事費	以外の主たる目的物	9,600,000	8%	10%

直接工事費

80%
主たる目的物

直接工事費全体の2割
以下の項目を、
「率計上工事に関する
項目(一式)」として計上

20%以下
主たる目的物以外

直接工事費	工種	合計	構成比	計上率
	主たる目的物	110,000,000	92%	計上率の対象 単価項目合計※ 100,000,000
直接工事費	以外の主たる目的物	10,000,000	8%	10%

率計上項目は参考図書として位置づけ
工事契約後に現地照査により数量を確定し
設計変更を行う。

(主な適用対象工事)

土木工事、土木補修工事、舗装工事、PC橋上部工工事、鋼橋上部工工事及び橋梁補修工事

2. 積算基準の改善に関する取り組み

積算基準の改善に関する取り組み



I. 乖離の大きい単価・代価の見直しに取り組んでいます。【単価・歩掛りの改定】

- 標準歩掛の新設・見直し
- 市場単価方式及び標準単価方式の適用
- 実勢価格の適切な反映（材料単価設定方法の見直し、小規模工事歩掛りの制定等）

II. 諸経費の見直しに取り組んでいます。

【諸経費の改定】

- 土木工事の積算に用いる諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の見直し
「新設工事」と「修繕工事」に区分、現場管理費の算出に用いる率の改定
- 市街地等の施工における共通仮設費及び現場管理費の施工地域の補正の見直し
- 住民環境への配慮や労働者の作業環境等の改善のため、現場環境改善費を新設
- 調査等の積算に用いる諸経費の見直し（土質地質調査）
- 現場管理費の算出に用いる率の改定

III. 積算基準等の透明性の確保に引き続き努めます。

- 積算基準及び積算に用いる単価を公表（刊行物掲載単価を除く）
単価ファイルについてHPでの公表とし透明性の確保及び閲覧者の負担軽減
・工事、調査等業務の工事費等の算出に用いる設計単価、各支社が定める土木工事設計材料単価を年2回を標準とし公表
- 上記に加え、①材料単価の公表範囲の拡大、②間接工事費補正区分の公表、③見積活用方式で採用する参考見積書の公表。（詳細は次ページを参照）

積算基準の改善に関する取り組み

- 積算基準等に関する情報の更なる開示(透明性の確保)を目的とし、設計材料単価等の公表。

項目	内容
①対象工事	<u>契約責任者が支社長となる土木工事</u>
②公表対象	I : 主要な材料の設計単価 II : 見積活用方式を採用した工事における当社採用単価 (※1 諸経費を除く) (※2 総合評価落札方式の高度技術提案型適用工事を除く) III : 間接工事費の適用工種および補正区分 IV : 積算基準及び単価の適用年月
③公表時期	1) 参考積算条件書(その1) ②のうち、I の品目、III、IVについて、入札公告時に公表 2) 参考積算条件書(その2) ②のうち、I の設計単価、II について、入札書提出期限の <u>20日前</u> までに公表
④公表場所	当社ホームページ(入札公告の『その他情報』に掲載)
⑤公表資料	参考積算条件書(その1)、参考積算条件書(その2)

【参考積算条件書】

- 入札(見積)参加者が見積作成する際の参考資料として、当該工事の当初積算に使用する主要な材料の設計単価等を掲載する参考資料をいう。
- なお、参考積算条件書の掲載内容に関する質問・問い合わせには一切応じられません。

積算基準の改善に関する取り組み

- 令和7年7月の積算基準改定概要は、[高速道路総合技術研究所\(NEXCO総研\)のホームページ](#)をご覧下さい。
- 令和7年度積算基準は当社(本社、各支社)にて閲覧できますので、書籍販売までの期間はそちらでご確認ください。なお、NEXCO総研のホームページでは、書籍販売までの期間、対照表を掲載しております。

土木工事積算基準

- 道路拡幅土工の新規制定
- スマートIC土工の新規制定
- 交通規制関連の改定
- 舗裝修繕工関連の改定
- 4週8休補正係数の改定

調査等積算基準

- 測量業務における機械器具経費及び材料費割合等の改定
- 交通費・日当・宿泊費の改定
- 測量業務の諸経費率の改定

施設工事積算基準

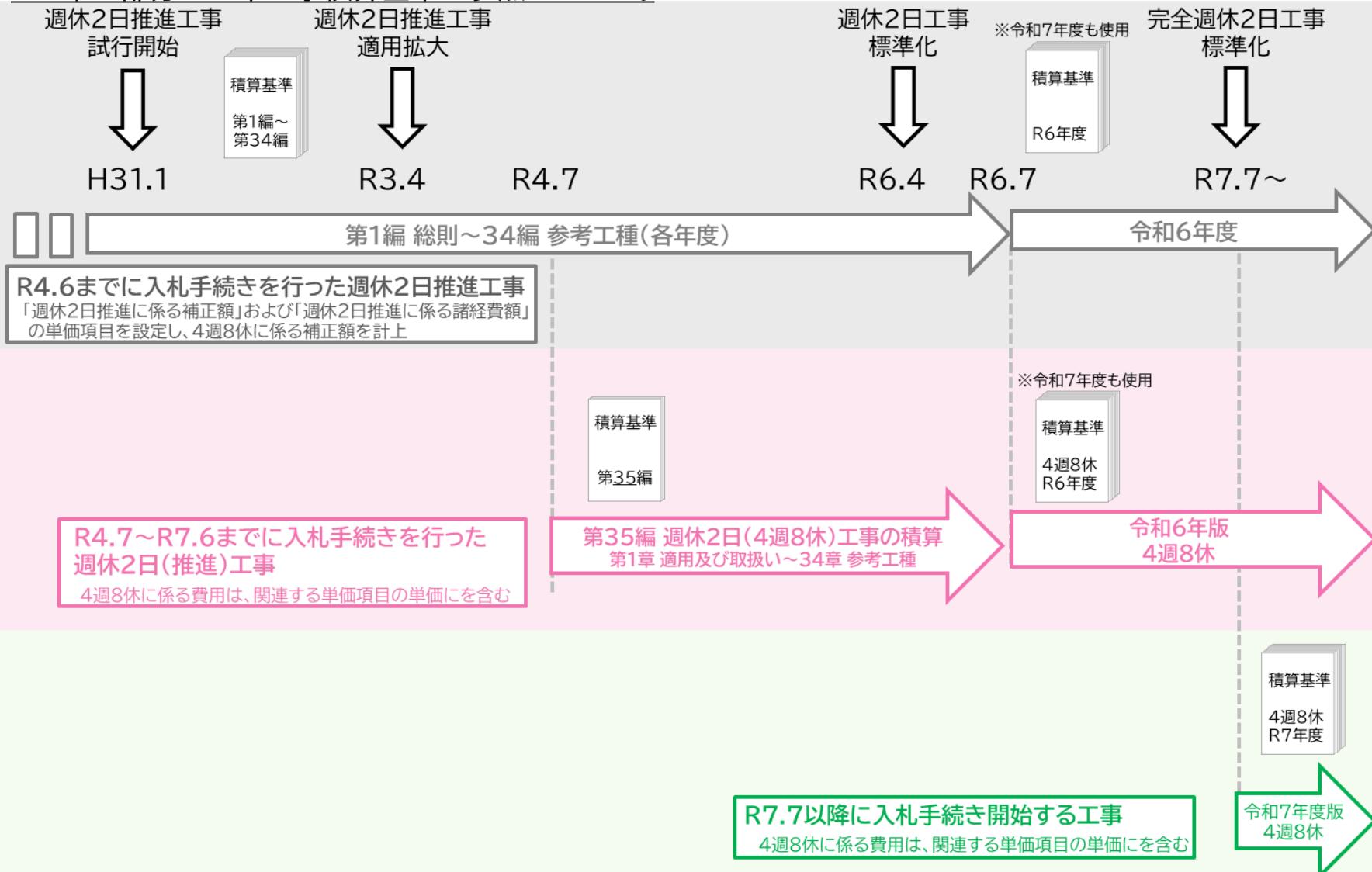
- LED低位置照明灯具の新規制定
- 4週8休補正係数の改定

施設工事調査等積算基準

- 交通費・日当・宿泊費の改定

積算基準の改善に関する取り組み

- 令和7年7月の積算基準改定に伴い、工事の発注時期により適用する土木工事積算基準及び単価ファイルの取り扱いが異なりますので、令和7年6月までに入札手続きを行った週休2日(推進)工事は下図のグレー帯またはピンク帯の部分の土木工事積算基準を参照ください。



積算基準の改善に関する取り組み

- 令和7年7月の積算基準改定に伴い、工事の発注時期により適用する土木工事積算基準及び単価ファイルの取り扱いが異なりますので、適用する土木工事積算基準に該当した単価ファイルをご使用ください。

積算基準	4週8休 【令和7年度版】	4週6休 【令和6年度版までの各年度版】	4週8休 【令和6年度版】	
単価 ファイル	<p>土木工事積算基準 (4週8休)</p> <p>令和7年度版</p> <p>東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社</p>		<p>土木工事積算基準 令和6年度版</p> <p>東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社</p>	
<p>【4週8休補正前】</p> <p>土木工事等 単価ファイル</p> <p>令和7年度 (令和7年7月)</p> <p>東日本高速道路株式会社</p> <p>【注意事項】 (1) 本単価ファイルに掲載の基準についての質問・問い合わせには、応じられない。 (2) 本単価ファイルの全部又は一部を複数者が複数、複数、電子媒体等へ入力して、それを複数回複数回提出する場合は、原則、承認することができなくなる。 (3) 本単価ファイルを適切にしたる資料の一次的書類の作成を止めます。</p>		<p>土木工事等 単価ファイル</p> <p>令和7年度 (令和7年7月)</p> <p>東日本高速道路株式会社</p> <p>【注意事項】 (1) 本単価ファイルに掲載の単価についての質問・問い合わせには、応じられない。 (2) 本単価ファイルの全部又は一部を複数者が複数、複数、電子媒体等へ入力して、それを複数回複数回提出する場合は、原則、承認することができなくなる。 (3) 本単価ファイルを適切にしたる資料の二次的書類の作成を止めます。</p>		